

建管 ー 1397
平成19年9月27日

各 部 局 長
秋 田 県 教 育 長
秋 田 県 警 察 本 部 長 様
各 地 域 振 興 局 長
部 内 各 課 所 長

秋田県建設交通部長

最低制限価格制度の取扱いについて（通知）

最低制限価格制度については、これまで「最低制限価格制の取扱いについて」（平成6年3月30日付け監ー1777）により取り扱ってきたところですが、本県の建設業を取り巻く状況を勘案し、次のとおり取扱うこととしましたので通知します。

なお、本通知は、平成19年10月1日以降に入札公告及び指名通知を行う工事から適用することとし、同日をもって「最低制限価格制の取扱いについて」（平成6年3月30日付け監ー1777）を廃止します。

各部局長等にあつては、関係各課所に周知してくださるようお願いいたします。

- 1 最低制限価格制度は、低入札価格調査制度を適用する工事以外の工事に係る入札に適用する。
- 2 最低制限価格の算定は、「秋田県低入札価格調査取扱実施要領」（平成9年8月8日付け監ー1397）に定める調査基準価格の算定と同様とする。

担当 建設管理課企画・建設業班
電話 018-860-2426
FAX 018-860-3829